認定コミュニティ活動状況資料

南湖地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表1規約2~7委員名簿8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書 9~13

当該年度の活動計画書及び収支予算 14~15

	審査基準	基準への適合状況(申請時)	基準への適合状況 (H 2 9 年度)
	申請書に、主として活動する区域が記載されて	申請書に活動区域の記載あり。	
	いるか。		
(1)	申請団体の規約に、主として活動する区域が規	規約第2条に市長が告示する南湖地区を協議会の活	・申請時と同様で変更無し。
(1)	定されているか。	動区域とする旨規定あり。	
	規約に規定された主として活動する区域が、市	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図	・申請時と同様で変更無し。
	長の告示する区域と合致しているか。	3」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	
	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、	規約第5条(1)に「南湖地区の単位自治会の代表」	・申請時と同様で変更無し。
	当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての	が委員である旨記載あり。	※規約第5条(1)「南湖地区自治会連合会に属
	自治会(以下「全ての自治会」という。)が規		する自治会長」から「南湖地区の単位自治会
(2)	定されているか。		の代表」に文言を修正した。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」	・申請時と同様で変更無し。
	書類により、全ての自治会が構成員であること	のとおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会	
	が明確であるか。	の名称」に記載されている全ての自治会名が記載さ	
		れている。	
	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、	規約第5条(3)~(12)に規定あり。((6)、	・申請時と同様で変更無し。
	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する	(10)を除く。)	
	条例施行規則第3条第1項各号に規定された	◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ	
	団体が規定されているか。	(3) 南湖地区社会福祉協議会の代表	
		(4) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表	
		(9) 南湖地区ボランティアセンターの代表	
		◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とす	
		るコミュニティ	
(3)		(11)西浜地区体育振興会の代表	
		◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とする	
		コミュニティ	
		(5) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表 (7) 悪浜小学校PTAの代表	
		(7) 西浜小学校PTAの代表	
		(8)西浜中学校PTAの代表 (12)西浜学区子ども会連合会の代表	
	 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した		. 由建味). 同揆 公亦軍無]
	中間団体が作成した構成員の一覧を記載した 書類により、前項の団体が構成員であることが	名簿に、「規約第5条(3)~(12)((6)、(1 0)を除く。」に規定される団体名が記載されてい	・申請時と同様で変更無し。
	青頬により、削損の団体が構成員であることが	U) を除く。」に規定される団体名が記載されてい。 る。	
	申請団体の規約に、公募により選出される構成	3。 規約第5条(14)に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	貴について規定されているか。	ががある木(14)にがためり。	中 明明 こ間様で変更無し。
	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に	 規約第10条、第22条~第26条に部会の規定あ	・申請時と同様で変更無し。
	活動区域の誰もが参加できることが規定され	り。	※新たに(仮称)西浜地区盆踊り納涼祭の企
(5)	ているか。		画運営を計画し、誰もが気軽に参加できる交
			流の場づくりを進めている。
	 申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多	・申請時と同様で変更無し。
(6)	組みが規定されているか。		I BOTT CHAIN CAAMO
	申請団体に関する、目的、名称、主として活動	規約第1条に名称及び主たる事務所の所在地、第2	
	する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関	然初第1条に右称及び上にる事務所の所住地、第2 条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条	THOUSE COSTAN CO.
(7)	する事項、会議に関する事項が規定された規約	に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事	
	があるか。	で、後名に関する事項、 第10米に玄磯に関する事 項が規定されている。	
	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規
(8)	政治的活動を主たる目的とする事業が行われ		定された目的達成に関する事業のみを行っ
(0)	ないことが読み取れるか。		ている。

南湖地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任務
- 第9条 役員の任期
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 運営委員会
- 第17条 運営委員会の招集
- 第18条 運営委員会の決定事項
- 第19条 役員会
- 第20条 役員会の招集
- 第21条 役員会の所掌事項
- 第22条 部会
- 第23条 部会長及び副部会長の任務
- 第24条 部会長及び副部会長の任期
- 第25条 部会の招集
- 第26条 部会の協議事項
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、南湖地区まちぢから協議会と称し、その所在地を南湖会館(茅ヶ崎市南湖4丁目6番1号)とする。

(区域)

- 第2条 本会の活動区域は南湖地区自治会連合会<u>(以下「南湖地区」という。)</u>の区域とする。 (目的)
- 第3条 本会は、南湖地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
 - (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
 - (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
 - (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

- 第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。
 - (1) 南湖地区の単位自治会の代表
 - (2) 南湖地区婦人会連合会の代表
 - (3) 南湖地区社会福祉協議会の代表
 - (4) 南湖地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (5) 西浜学区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 南湖会館管理運営委員会の代表
 - (7) 西浜小学校 PTA の代表
 - (8) 西浜中学校 PTA の代表
 - (9) 南湖ボランティアセンターの代表
 - (10) 南湖地区老人クラブ連合会の代表
 - (11) 西浜地区体育振興会の代表
 - (12) 西浜学区子ども会連合会の代表
 - (13) 安心安全まちづくり協議会の代表
 - (14) 公募による者
 - (15) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員の定数は、25名以内とする。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出に よる準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置くものとする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名

(役員の任務)

- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
 - (3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。
 - (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
 - (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、 臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。
- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会 については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

- 第11条 総会は、委員をもって構成する。
- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

- 第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに 開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15 日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第14条 総会は、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
 - (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 本会の役員の選任に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

- 第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

- 第16条 運営委員会は、委員及び準委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。
- 2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

- 第18条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。
 - (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
 - (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
 - (3) 部会の設置及び協議の投げかけに関すること。
 - (4) 各部会長の選任に関すること。
 - (5) 各部会が協議した事項に関すること。
 - (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
 - (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
 - (8) 住民への周知に関すること。
 - (9) その他委員等から提案された事項に関すること。

(役員会)

- 第19条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

- 第21条 役員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
 - (2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。
 - (3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

- 第22条 部会は、部会員をもって構成する。
- 2 部会に、部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

- 第23条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
 - (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

- 第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の招集)

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

- 第26条 部会は、所掌する事項について調査・協議する。
- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

- 第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、次の事項を行う。
 - (1) 書記及び会計の補佐に関すること。
 - (2) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
 - (3) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年11月7日から施行する。
- (任期の特例)
- 2 第5条第2項及び第9条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成27年度総会までとする。

附則

この規約は、平成29年4月11日から施行する。

南湖地区まちぢから協議会 平成29年度委員名簿

平成29年4月11日現在

	役職	氏名	所属	
1	会長	三觜 健一	南湖地区自治会連合会会長 下町自治会会長	, S
2	副会長	林 申次	南湖地区自治会連合会副会長 中町自治会会長	
3	副会長	亀山 計次	南湖地区社会福祉協議会会長 南湖会館管理運営委員会会長 安心安全まちづくり協議会会長	
4	書記	蓮本 敏	南湖地区民生委員児童委員協議会会長	
5	会計	秋本 武久	南湖会館管理運営委員会の代表(事務局長)	事務局長
6	監事	鈴木 信幸	西浜学区青少年育成推進協議会会長 南湖会館管理運営委員会副会長	
7	監事	丸山 克己	西浜地区体育振興会会長	
8		宮田 正	上町自治会会長	
9		森田 茂	茶屋町自治会会長	
10		石田 雅	鳥井戸自治会会長	
11		五十嵐 静一	新南湖自治会会長	
12		鈴木 サイ子	南湖地区婦人会連合会会長	
13		三島 美代	西浜中学校PTA会長	
14		鈴木 美佳	西浜小学校PTA会長	
15		間庭 詔一	南湖ボランティアセンターセンター長	
16		三橋 弘子	南湖地区老人クラブ連合会会長	
17		波田野 裕美子	西浜学区子ども会連合会会長	
18		石川 洋子	公募	
19		佐藤 英輔	公募	

前年度の活動報告書及び収支決算書

南湖地区まちぢから協議会 平成28年度事業報告

1 会議等の実施

(1)総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
平成28年4月12日	総会	出席者:16名出席
		内 容:議案第1号 平成27年度事業報告について
		議案第2号 平成27年度収支決算について
		議案第3号 平成28年度補欠役員の選任について
		議案第4号 平成28年度事業計画(案)について
		議案第5号 平成28年度収支予算(案)について
7月1日	役員会	(1) 公募委員について
		(2)情報交換
7月26日	運営委員会	(1) 公募委員について
		(2)情報交換
10月11日	運営委員会	(1) 認定申請について
		(2)情報交換
平成29年2月21日	運営委員会	(1) 西浜駐車場跡地活用検討委員会の報告について
		(2) 平成28年度南湖地区まちぢから協議会事業報告・予
		算執行状況について
		(3)情報交換
3月28日	役員会	(1) 西浜駐車場跡地活用検討委員会の報告について
		(2)平成29年度総会議案について
		(3)情報交換

(2) 公募選考委員会

実施日	主な内容等
平成28年7月14日	書類選考
7月20日	面接選考

(3) 旧西浜駐車場跡地検討委員会

実施日	主な内容等	
平成28年11月2日	平成28年11月2日 役員・自治会長による旧西浜駐車場跡地についての意見交換	
11月23日 役員・自治会長による旧西浜駐車場跡地についての意見交換		
12月1日 役員・自治会長による旧西浜駐車場跡地についての意見交換		

(4) その他

実施日	主な内容等	
平成29年2月6日	第1回茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会に委員として会長出席	
	・茅ヶ崎西浜駐車場跡地における経緯及び土地活用基本方針策定のスケジュー	
	ルについて	
	・茅ヶ崎西浜駐車場跡地における土地活用基本方針(たたき台)について	
2月24日	第2回茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会に委員として会長出席	
	・茅ヶ崎西浜駐車場跡地土地活用基本方針(素案)について(報告)	
3月13日	第2回茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会に委員として会長出席	
	・茅ヶ崎西浜駐車場跡地土地活用基本方針(素案)について(諮問)	

2 事業の実施

(1) 市民集会

概 要 地域課題について行政と意見交換を行いました。

実施日 平成28年6月18日

参加者 65名

内 容 ① 南湖地区共通提起事項についての回答・討議

- ② 単位自治会提起事項についての回答・討議
- ③ その他提起事項についての回答・討議

その他 5月16日(土)市民集会事前打ち合わせ

(2) 合同防災訓練

概 要 南湖地区自治会連合会と合同で、地域が主体となり自主防災組織の強化をすることにより、災害に強い街をつくることを目的として、防災訓練の企画運営を行いました。

実施日 平成28年9月10日(土)

参加者 486名

内 容 ①避難所運営委員会

- 名簿作成
- •物資分配
- •情報収集

②実技

- ・救出訓練(ロープ結束訓練、発電機訓練、チェーンソー訓練)
- ・消火訓練(水消火訓練、ホース格納箱の放水訓練)
- ・救護訓練(三角巾・止血法、運搬法)
- 給食訓練

③体験

- 煙体験
- ・起震車

その他 8月18日 (木) 合同防災訓練会議

9月4日(日)防災リーダー会議

9月6日(火)防災リーダーフォローアップ研修会

9月24日(土)合同防災訓練反省会

(3)協議会活動の周知

概 要 南湖地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知しました。

- テーマ ①「南湖地区におけるまちづくりの提案について」
 - ②「南湖地区まちぢから協議会委員を募集します」
- 方 法 ①広報ちがさき5月1日号と同時に自治会回覧
 - ②広報ちがさき5月15日号と同時に自治会回覧

平成28年度 南湖地区まちぢから協議会 収支計算書 平成28年4月1日~平成29年3月31日

[収入]

科目	金 額 (円)	摘要
補助金	100,000	6月13日
補助金	150,000	12月14日
計	250,000	

[支出]

科目	金 額 (円)	摘 要
事務消耗品	55, 359	メガホン、ラミネーター用紙
		コピー用紙、他
会議費	77, 259	連絡会負担金、研修会費、他
印刷費	9, 460	印刷、コピー代
その他	106,488	トランシーバー
計	248, 566	

収支残金

250, 000 - 248, 566 = 1, 434 =

平成29年3月31日



平成28年度分の会計について監査を行いました結果、会計の収支は適正であり、且つ会計報告は適正に表示されていることを認めます。

平成29年4月7日



当該年度の活動計画書及び収支予算

南湖地区まちぢから協議会 平成29年度事業計画書

1 運営委員会・役員会

(1) 各種協議

事業の実施に関する協議、協議会活動の周知に関する協議、各種団体や地域住民等の参 画方法に関する協議を行います。

(2) 各委員の活動内容及び課題の情報共有 各委員の情報交換を行い、必要に応じて課題の解決に向けた検討を行います。

2 事業の実施

(1) 市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行います。

(2) 合同防災訓練

南湖地区自治会連合会と合同で防災訓練の企画運営を行います。

(3) 協議会活動の周知

ホームページや回覧等を通じて活動の周知を行います。

(3)(仮称)西浜地区盆踊り納涼祭の企画運営

従来体育振興会が実施してきた納涼祭について、趣向、規模を再検討した上で実施します。

3 委員公募

現在2名の公募委員の任期が平成30年3月31日で満了するため、あらたな委員の公募を 行います。

南湖地区まちぢから協議会 平成29年度収支予算書

収入

項目	金額 (円)	内 容
補助金	250,000	市より
計	250,000	

支出

項目	金額 (円)	内 容
事務消耗品	50,000	コピー用紙、事務用品等
会議費	80,000	お茶等
印刷製本費	10,000	印刷等
その他	110,000	トランシーバー等
計	250,000	